

食品安全委員会第 249 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 7 月 31 日（木） 14:00～15:07

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 農薬専門調査会における審議状況について(P. 2)
 - ・「アセキノシル」に関する意見・情報の募集について
 - ・「ピリブチカルブ」に関する意見・情報の募集について
- (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・添加物「2,3-ジメチルピラジン」に係る食品健康影響評価について(P. 9)
 - ・添加物「2,5-ジメチルピラジン」に係る食品健康影響評価について
 - ・添加物「2,6-ジメチルピラジン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について(P. 10)
- (3) 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について(P. 11)
- (4) 平成 20 年度食品安全モニター会議について(P. 13)
- (5) 我が国における牛海綿状脳症（B S E）の現状について(P. 16)
- (6) その他

4. 出席者

（食品安全委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議状況について〈アセキノシル〉

資料 1－2 農薬専門調査会における審議状況について〈ピリブチカルブ〉

- 資料 2－1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈2,3-ジメチルピラジン〉
- 資料 2－2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈2,5-ジメチルピラジン〉
- 資料 2－3 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈2,6-ジメチルピラジン〉
- 資料 2－4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈トリフロキシストロビン〉
- 資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について
- 資料 4 平成 20 年度食品安全モニター会議について
- 資料 5 我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 249 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第 249 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 9 点でございます。

資料 1－1 及び 1－2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2－1 から 2－3 まだが「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2－4 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について」。

資料 4 が「平成 20 年度食品安全モニター会議について」。

資料 5 が「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

（１）農薬専門調査会における審議状況について（農薬）

◆見上委員長 最初に、「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。本

件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料１－１と１－２に基づいて御説明いたします。いずれも農薬の評価書（案）でございます。

まず、資料１－１の「アセキノシル」について御説明いたします。

評価書（案）の３ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、1999年４月に初回農薬登録をされております。その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005年１１月に暫定の残留基準値が設定されているものでございます。

今回の評価の要請でございますが、2007年６月に農林水産省より厚生労働省へ適用拡大の申請がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、２回、御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

６ページ、「７．開発の経緯」にお示ししますように、アセキノシルは、キノリン系の殺ダニ剤でございます。作用機構は、ミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体Ⅲの阻害であるとされているものでございます。

７ページ以降、「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」が示されております。

今回の評価に当たりましては、農薬抄録及び米国の評価書を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討をされております。

「表１」にお示ししますように、 T_{max} につきましては、低用量単回投与の場合が３時間、高用量単回投与の場合には２４時間という数字となっておりますけれども、低用量群では二相性の減衰を示す。一方で、高用量群では一相性の減衰を示すということが結果として提出されております。

８ページ、本農薬の主要排泄経路は糞中であるということでございまして、糞中には５０から６０％程度、胆汁中に２０から３０％程度。尿中に５から９％程度のものが排泄されるということでございます。

吸収されますと、肝あるいはリンパ節に高く分布するというところでございますが、蓄積性の方は示唆されておられません。

推定代謝経路は、加水分解によりまして、AKM-05というものが生成をいたしまして、

その後、酸化を経ていくという代謝経路が推定されているというものでございます。

10 ページ、「2. 植物体内運命試験」が、ナス、りんご、オレンジを用いて実施されております。「表 3」あるいは「表 4」を御覧いただくとお分かりになると思いますが、基本的に可食部への移行は少ないという性質のものでございます。

13 ページ、「土壌中運命試験」等、環境中におきます挙動についての試験成績が提出されております。

「好氣的土壌中運命試験」の成績によりますと、推定半減期は 0.6 から 1.3 日ということとございまして、極めて早く分解するというものでございます。なお、この分解につきましては、土壌中の微生物によって分解されるということが分かっております。

15 ページ、「4. 水中運命試験」の成績が示されております。水中では容易に加水分解されるというものでございますし、また、光分解もあるというものでございます。いずれにしましても、16 ページの「表 5」にお示ししておりますように、土壌中におきましては、極めて速やかに分解されるという性質のものでございます。

「一般薬理試験」あるいは「毒性試験」の成績が 16 ページ以降に整理されております。「表 6」の一般薬理試験成績の概要を御覧いただきたいと思いますが、このものの特徴といたしまして、溶血作用がある、あるいは血液凝固時間が延長するなど、血液に影響が出てまいります。

18 ページ、「急性毒性試験」の成績が出ておりまして、毒性自体は基本的には弱いというもののようでございます。

19 ページ以降、「反復毒性試験」の成績が出ておりますが、先ほど申し上げた特徴のとおり、血液に対しまして、毒性が出てくるという結果になっております。

ただ、その外、発がん性試験、これはラットとマウスを用いて検討されておりますが、発がん性については認められておりません。

「生殖発生毒性試験」の結果を見ましても、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められていないという結果でございます。

遺伝毒性の試験成績が、「表 14」あるいは「表 15」にまとめられておりますが、代謝物の一部に陽性という結果が出ておりますけれども、その他の試験成績はすべて陰性ということでございまして、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられるというものでございます。

以上のような審議結果を踏まえまして、26 ページ、「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値が、ラットを用

いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の2.25mg/kg体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.022mg/kg体重/日をADIと設定したという結論でございます。

資料1－2、「ピリブチカルブ」について、御説明いたします。

3ページ「審議の経緯」にございますが、本農薬につきましては、1989年11月に初回農薬登録をされているものでございます。この農薬につきましては、2003年7月でございますが、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について、まず要請がございました。

2007年7月に、農林水産省から厚生労働省へ魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきましては、6回御審議いただきまして評価書（案）が提出されております。

7ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございましたように、ピリブチカルブは、チオカーバメート系の除草剤でございまして、作用機構が未解明ということでございますが、植物体内の物質転流阻害あるいは老化促進等の作用が考えられているというものでございます。

8ページ以降に「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されておりました、T_{max}は低用量で4時間、高用量で12から24時間ということでございまして、その後、二相性の減衰を示すということがわかっております。

排泄でございますけれども、尿中排泄が多いということでございますが、大体50から70%程度。糞中に30から50%程度排泄されるということでございまして、胆汁中排泄も考えられております。吸収されますと、腎臓、肝臓及び褐色脂肪で分布が高いという結果でございます。

10ページから「反復投与後の分布・代謝・排泄」に関する成績が出ておりました、11ページの1番上の1行目から記載がございましたけれども、反復投与する場合に、血中濃度が投与回数に伴いまして上昇するというところで、20回投与後に、雄では1回投与後の血中濃度の8倍、雌で9倍を示してほぼ定常状態に達したという記載がございました。

この理由につきましては、後ろの方に記載がございましたけれども、赤血球中のタンパク質との結合が考えられるということとなっております。

主要代謝経路はチオカーバメート部位の加水分解と、それに引き続くグルタチオン抱合、あるいはシステイン抱合体の生成などと考えられているものでございます。

15 ページ、「2. 植物体内運命試験」が水稻を用いて実施されております。

可食部への移行等につきましては、21 ページに「作物残留試験」の成績が記載されておりますが、可食部ではこのピリブチカルブというものは定量限界未満ということで、可食部の方には農薬自体は残らないということがわかっております。

17 ページに「好氣的土壤中運命試験」など環境中における挙動というものが示されております。

「好氣的湛水土壤中運命試験」におけます推定半減期が、大体 40 から 50 日ということ。あるいは土壤によっては 12 日程度と算出されております。

19 ページ、「4. 水中運命試験」の成績が出ておりますが、この農薬につきましては、加水分解は極めて起こりにくいという性質のものでございますが、太陽光においては速やかに分解されるということで、光分解性があるというものでございます。

20 ページ、「5. 土壤残留試験」の成績が記載されておりますけれども、圃場試験の結果を見ますと、大体 13 から 18 日程度の推定半減期ということでございますので、環境中におきましては、比較的早く分解されるという性質のものでございます。

なお、「魚介類における最大推定残留値」につきましては、0.343mg/kg と算出されていくところでございます。

22 ページ以降に、「一般薬理試験」あるいは「毒性試験」の成績がまとめられております。「急性毒性試験」の成績を見ますと、基本的には毒性というものは強くない、弱いタイプのものであると思われます。

23 ページ以降の「反復投与試験」の成績を見ますと、この農薬につきましては、主として肝臓、血液にも影響が出るという性質のものでございます。

26 ページ、「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の成績がまとめられております。「表 27」にお示ししますように、高用量の雄で、精巣間細胞腫が有意に増加をするという結果となっております。

一方で、甲状腺 C 細胞腺腫の増加も認められておりますが、これにつきましては、27 ページの上の方に記載がございますけれども、前腫瘍性病変とみなされる甲状腺 C 細胞過形成の総発生頻度の増加というものが、5,000ppm 投与群では明確でなかったなどの理由によって、検体投与によるものとは考えられなかったと考察されているところでございます。

28 ページ、マウスを用いた「発がん性試験」の成績がまとめられておりますが、「表 3

0」にお示ししますように、肝細胞腺腫あるいは肝細胞腺腫及びがんの合計で、高用量群の 5,000ppm 投与群で有意な増加が認められております。

発がんのところに關します考察は、食品健康影響評価にまとめられておりますので、そのときに御紹介いたします。

「12. 生殖発生毒性試験」につきましては、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは認められなかったという結論でございます。

「13. 遺伝毒性試験」につきましては、「表 33」あるいは「表 34」にまとめられておりますが、すべての試験で陰性であったという結果でございます。

このような試験成績を基にいたしまして、34 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。先ほど申し上げました発がん性試験の試験成績につきましてはの考察が、この食品健康影響評価の中段以降に記載されております。

まず、ラットの精巣間細胞腫の有意な増加につきましては、本腫瘍の発生機序は不明であるが、本検体の変異原性試験成績はいずれも陰性であることから、本腫瘍発生の機序は遺伝子傷害性作用によるものとは考え難く、閾値を設定することは可能であると考えられたとされております。

マウスの発がん性試験におけます肝細胞腺腫及びがんの合計の発生頻度の有意な増加につきましては、酵素誘導のパターンはフェノバルビタールとは異なっていたが、細胞増殖活性を伴うものであった。また、変異原性試験成績はいずれも陰性であることから、肝腫瘍についても閾値を設定することは可能と考えられたという考察となっておりまして、最終的には、36 ページにお示ししますように、ADI として 0.0088mg/kg 体重/日というものを設定するという結論に至っているものでございます。

以上、農薬 2 品目につきましては、本日、委員会終了後、8 月 29 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

◆小泉委員 少し教えてください。資料 1-1 の 7 ページ、「①血中濃度推移」の中で、高用量と低用量の ^{14}C を標識した推移が見られていますが、低用量群では二相性を示した

と書いているんですけども、これは単回投与も複数投与も同じということなんですか。

◆本間委員 先生、何ページですか。

◆小泉委員 資料 1－1 の 7 ページです。質問をした理由は、反復投与したときの減衰曲線というのは、単回投与よりは恐らく異なるであろうと思うのです。

◆北條評価課長 今、この場に詳細な反復投与の試験成績がないので、そこは持ち帰って、調べてみたいと思います。

◆小泉委員 もう 1 つ、それに関連するかもしれないんですが、8 ページの「胆汁中排泄」で SD ラットの同じようにラベルした投与ですが、低用量群は複数回投与の吸収率なんですか。高用量は単回の吸収率なのか。ちょっと私はわからないんです。

◆北條評価課長 ここの成績はいずれも単回投与ということです。

◆小泉委員 わかりました。

◆見上委員長 本間委員。

◆本間委員 今日の御紹介の 2 つの農薬はどうも弱毒性のようにお見受けするんでありますけれども、今のピリブチカルブの説明の中で血漿中でタンパク質と結合するという一文があったと思います。これは長期に続くものではなくて、一過性の現象だと思うんですけども、これは何か意味するものがあるんでございましょうか。

◆北條評価課長 これについては、14 ページの「(7) 血球中代謝物分析」にございます。血球を内容物と膜に分けて放射能を測定した結果、内容物に 98% が認められたということで、存在形態として赤血球中タンパク質との結合が考えられたということとなっておりまして、このタンパク質と結合しているものがいわゆる親化合物、本農薬そのものであるのか、あるいは代謝物であるのか、原典にもう 1 回当たってみないとわからないところがあ

りますけれども、いずれにしても、代謝物も含めてそういうものがタンパク質と結合しているということでございます。

◆本間委員 了解しました。

◆見上委員長 外にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本２件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(２) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の聴取について（添加物）

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

添加物 3 品目及び農薬 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず添加物 3 品目につきまして、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 2－1 から 2－3 に基づいて御説明いたします。いずれも添加物でございまして、香料として用いられるものでございます。

資料 2－1 が「2, 3-ジメチルピラジン」、資料 2－2 が「2, 5-ジメチルピラジン」、資料 2－3 が「2, 6-ジメチルピラジン」でございます。

これらの添加物につきましては、2008 年 2 月に厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請がございまして、添加物専門調査会におきまして、2 回御審議をいただき、本年 6 月 5 日から 7 月 4 日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

御意見あるいは情報の募集につきましては、いずれにつきましても寄せられていないという結果でございます。ただ、前回 6 月 5 日に評価書（案）について御説明しました際に、小泉委員から遺伝毒性試験の成績を取りまとめた表につきまして、基本的には文献に記載されている結果をベースに書くべきではないという御指摘をいただきまして、専門調査会で御検討いただきました。

最終的には表の部分につきましては、これを削除いたしまして、遺伝毒性の評価結果を文章で記載するという結論となりました。したがって、2－1 から 2－3 につきまして、その遺伝毒性の表の部分を削除いたしまして、代わりに結果を文章で記載するという

変更をいずれもさせていただいております。

ただ、評価の内容につきましては、これは変更はございませんので、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

小泉委員、よろしいですか。

◆小泉委員 はい。

◆見上委員長 何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本３件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「本物質は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の聴取について（農薬）

◆見上委員長 それでは、続きまして、農薬１品目につきまして、説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料２－４に基づいて御説明いたします。

「トリフロキシストロビン」は、殺菌剤として用いられる農薬でございます。

評価書の３ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価要請につきましては、適用拡大申請に伴いまして、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

併せまして、2005 年 11 月にはポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定基準値が設定されているということで、基本法 24 条 2 項による諮問もされているものでございます。

農薬専門調査会におきまして、２回御審議をいただきまして、評価書（案）につきまして、6 月 26 日から 7 月 25 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでござい

ます。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報がございませんでした。したがって、専門調査会の結論をもって関係機関の方に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「トリフロキシストロビンの一日摂取許容量を 0.05mg/kg 体重/日と設定する。」ということとでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（３）食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 6 月分）について」御報告いたします。

6 月には 43 件の報告がありました。

報告の具体的な内容につきましては、2 ページ目を御覧いただきますと「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、5 月から 6 月にかけて開催した食品安全モニター会議に参加した感想などが 9 件、報告されております。

3 ページの枠内の最後のところですが、「食品安全モニターの資格要件を緩やかにして、多様な人材の参加を」という御意見がありました。これらに対しまして、食品安全委員会からのコメントとして、「食品安全モニター会議の運営や在り方などについて、いただいた御意見・御要望を参考にしながら、より良いものとなるよう努めてまいります。」とコメントしております。

専門性の要件については、「食品安全モニターの皆様方には、食品の安全性の確保に関して御意見をお寄せいただくことから、また、委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割をお願いしていることから、食品に関する一定の知識や業務経験、資格などをお持ちの方を対象としています。」とコメントしております。

「２．リスクコミュニケーション関係」については、３件、報告されております。例えば、メールマガジンが少々読みにくい。ホームページも少し専門的なので、もっと分かりやすい表現にしてほしい」という御意見がございました。

これに対しまして、４ページの中ほどでございますが、「食品安全委員会では、リスクコミュニケーション改善PTを設置し、プレスリリース、ホームページ及びメールマガジン等の改善に着手しており、いただいた御意見も踏まえて、具体的な改善を進めてまいります。」とコメントしております。

５ページ、「３．鳥インフルエンザ関係」については、１件、防疫体制の強化について御意見がありました。これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

６ページ、「４．食品添加物関係」については、１件、食用の炭の安全性について御意見がありました。これに対しましては、厚生労働省からのコメントを掲載しております。

「５．化学物質・汚染物質関係」については、１件、「アクリルアミドについてリスク評価や情報提供をお願いしたい。」という御意見がありました。これに対しまして、「食品安全委員会では、アクリルアミドについてもファクトシートを作成し、ホームページや季刊誌『食品安全』を通じて情報提供しています。」とコメントしています。

７ページ、「６．食品衛生管理関係」については、８件、報告されております。具体的には、輸入食品の検査体制や情報提供、食中毒の予防対策などについて御意見がありました。これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを７ページから１０ページに掲載しております。

食品安全委員会からは、９ページの中ほどでございますが、食中毒につきまして、家庭でできる食中毒予防の６つのポイントを掲載し、「食品安全委員会では、今後もホームページなどを通じ、食中毒予防のための情報を国民の皆様にお伝えしてまいります。」とコメントしております。

１１ページ、「７．食品表示関係」については、１３件、報告されております。具体的には、遺伝子組換え表示、賞味期限と消費期限の意味、食品偽装問題などについて御意見がありました。これらに対しましては、厚生労働省や農林水産省からのコメントを１１ページから１５ページに掲載しております。

15 ページ、「8. その他」については、7 件、報告されております。具体的には、牛トレーサビリティ法の罰則強化やいわゆる健康食品の過剰摂取などについて御意見がありました。これらに対しましては、厚生労働省や農林水産省からのコメントを 15 ページから 17 ページに掲載しております。

食品安全委員会からは、16 ページでございますが、飲食店の料理に添えられた「アジサイ」を食べて食中毒を起こした事件に関して、食育の一環である「食」を選択する力を育成するためには、自然界に生育する動植物を食する際の知識を普及することも大切であると考えております。食品安全委員会では、有毒植物などに係る情報収集を行っておりますので、御参照ください。」とコメントをしております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

◆野村委員 3 ページの食品安全モニターの資格要件の件ですが、これは全く事務局からのコメント、食品安全委員会からのコメントそのままの内容で問題はないと思いますが、示唆に富んでいるのは、一般消費者が何かそういう参加の場があればというようなことがもしかしたらあるのかなという気がするので、もし可能なら、この方に具体的にどういう例があるのかを聴いていただいて、後の参考になるようなデータが得られればと思うので、できればそういうことをやっていただきたいと思います。

◆角田勸告広報課長 御指摘を踏まえまして、この方にいろいろとお話を聴きたいと考えております。

◆見上委員長 よろしく願いいたします。外に何かございませんか。よろしいですか。

(4) 平成 20 年度食品安全モニター会議について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「平成 20 年度食品安全モニター会議について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、平成20年度食品安全モニター会議の結果につきまして御報告いたします。

「1 開催趣旨」ですが、モニターの方々に、食品安全委員会の取組や食品健康影響評価の実際などについて、知識や理解を深めていただくことと意見交換を行うことを目的に開催したものでございます。

「2 開催状況」でございますが、5月から6月にかけて、全国7都市において計10回開催し、合計326名が参加されたところでございます。

モニターの定数は470名でございますので、約7割の方が参加しております。また、平成15年度からの累計では、延べ57回開催し、2,149名が参加しております。

「3 会議概要」ですが、大きく2部構成で行い、第1部では、事務局から食品の安全性と信頼性確保について、続いて食品安全委員会委員からリスク評価の考え方と実際について説明を行っております。第2部では、事務局から食品安全モニターの活動について説明を行い、数名のモニターから、地域における取組・随時報告について発表いただき、その上でこれらを基に、委員等とモニターとの間で意見交換を行い、最後に、新たな試みとして、モニターを小グループに分けて自己紹介・意見交換等を行っております。

意見交換の際のモニターからの主な意見については、2ページから6ページにまとめてありますが、いくつか御紹介いたします。

「1）食品安全一般に関する意見等（評価案件関連以外のもの）」については、「中国産ギョウザ問題において食品安全委員会はどのように関わったのか」という意見や、「危機管理の面から、緊急事態の時、食品安全委員会は公正中立そして、はっきりした明快な情報提供をすべきだと思っている」という意見がございました。

また、広報、リスクコミュニケーションの関係については、「『リスク』の日本語訳はないのか。横文字の言葉はわかりにくい」という意見や、3ページ目の「季刊誌は、分かりにくい評価の内容も分かりやすく書かれていて、読みやすい。身近な仲間に配布しているが、一般消費者にはキッズボックスの情報で十分だと思う。食育が話題になっているが、小学3、4年生ならば、キッズボックスの内容も理解できると思うので、キッズボックスの部分を学校を通じて配布してはいかがか」という意見がありました。

また「2）評価案件等に関する意見」については、「食品健康影響評価の審議状況について、1,000件以上も依頼があるのにもかかわらず、評価が終了しているのは、571しかない。残っている評価依頼については、何もしていないということか？」という意見がありました。

7 ページ以降は、会議終了後にアンケート調査を行った結果を取りまとめたものでございます。

8 ページから 10 ページにかけまして、説明や活動報告、意見交換などについて、「理解度合」や「参考度合」が出ておりますが、「だいたい」や「ある程度」を含めると、いずれも 8 割から 9 割の方が「理解できた」「参考になった」と回答しております。

10 ページで、問 13 の「意見交換に充てられた時間はどうでしたか」という問いに対しましては、今回も約 3 割の方が「もっと時間が欲しかった」と回答しております。

「問 16 会議全体についての感想や御意見など」について、11 ページから 16 ページにかけて取りまとめております。

数多くありますので、会議全般についてのみ御紹介いたしますと、全般的に「モニターに参加する気持ちが高まった」、「委員会について理解が深まった」などの感想が多かった。講演については、「昨年よりも分かり易くなった」という意見がある一方、「内容を盛り込みすぎ、平易な言葉で説明していただきたい」という要望がございました。

また、今年度から新たな試みとして開始したモニター同士の交流については、「是非継続して欲しい」という要望がありました。

また、このモニター同士の交流については「時間が短かったため自己紹介で終わったのもっと話がしたかった」という要望があったところでございます。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の事務局の報告にありました食品安全モニター会議についてですが、私も含めまして、委員の方々には東京での開催を始め、地方での開催にも御出席され、御講演いただき、また、モニターの方々と意見交換を行っていただきました。

御出席された会議での感想や本年度の食品安全モニター会議についての総括などがございましたら、お願いいたします。

何かございますか。

本間委員、どうぞ。

◆本間委員 私は大阪へまいりました。そのときに、出席のモニターさんの中で、会の前後に少し時間があるというので、自分たち同士で少しだけ話ができる場もできるのではないかという提案がありました。

◆見上委員長 その提案は、そのときにもグループに分けてやっていますね。

◆本間委員 集まる前です。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

(5) 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) の現状について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「我が国における牛海綿状脳症 (B S E) の現状について」でございます。これにつきましては、先週、7月24日の第248回食品安全委員会会合において、私から事務局へ、現在の我が国における牛海綿状脳症 (B S E) の状況について、分かりやすい資料の作成をお願いしてございます。それでは、事務局より御提出された資料について説明願います。

◆北條評価課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

先週、委員長から御指示がございまして、我が国におけます B S E の現状につきまして、事務局の方で若干、資料を整理させていただきました。なお、この資料作成に当たりましては、厚生労働省、農林水産省からも御意見をいただいて作成しております。

◆見上委員長 「資料5」と、今、スクリーンに出しているものは同じですから、もしスクリーンが見られない角度の方は、お配りした「資料5」を見ていただきますようお願いいたします。

◆北條評価課長 まず、この「はじめに」というスライドに示しておりますけれども、B S E の対策につきましては、1990年代、E U 諸国での B S E の発生を受けまして、幾つかの B S E に対する対策を講じてきたところでございます。

ただ、日本におきましては、平成13(2001)年9月10日、1例目の B S E 感染牛が確認されたということで、これを契機といたしまして、B S E 対策につきまして、公衆衛生あるいは家畜衛生の観点からさまざまな対策が強化されたということでございます。

また、それ以降、食品安全委員会におきましても、この B S E 対策について2回ほど審議をしていただいております。ここには平成17(2005)年5月に、「我が国における牛海

綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」を実施した。その結果を厚生労働大臣、農林水産大臣に通知したと記載させていただいております。

この平成 17 年の評価から 3 年ほど経っておりますけれども、今回、委員長からの御指摘も踏まえまして、BSE の発生状況を含めまして、現状について取りまとめを行ったものでございます。

（１．牛海綿状脳症（BSE）とは）

まず BSE でございますけれども、ここにまとめておりますように、BSE というものは牛の病気の 1 つであるということで、「BSE プリオン」と呼ばれます病原体が、主に脳に蓄積する。脳以外にも、脊髄とか、いわゆる特定危険部位と称される部位に蓄積することによりまして、特に脳の組織がスポンジ状になって、異常行動、運動失調などを示し、死亡するという病気でございます。

そして、この病気が牛の間で広まったのは、この BSE 感染牛を原料といたしました肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられております。

また、1996 年には、イギリスにおきまして、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）患者が初めて確認されておまして、vCJD と BSE との関連性が示唆されているということでございます。

日本におきましても、これまで vCJD の患者さんが 1 人確認されておりますけれども、この方は英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられているということでございます。

いずれにしましても、この BSE 感染牛を原料といたしました肉骨粉を牛に給与したことによりまして、BSE の感染拡大が起きたということでございます。

（２．我が国で実施されている BSE 対策について （１）飼料規制）

日本での BSE 対策でございますけれども、主なもので言いますと、飼料規制、SRM の除去、その他の対策を講じているということでございます。

まず飼料規制につきましては、ここに記載しておりますけれども、BSE の感染源と考えられる牛由来の肉骨粉を、牛などの反すう動物を始めとして、すべての家畜用飼料として利用することを法律で禁止したということで、これは 2001 年 10 月から法的な措置によって実施されているということでございます。

（２．我が国で実施されている BSE 対策について （２）SRM 除去）

このスライドは、BSE 発生牛のプリオンの体内分布をお示ししております。

このプリオンでございますけれども、脳に 62.5% ということで、極めて多く分布する。次に脊髄ということで 24.0%。それから、回腸遠位部に 9.6%。背根神経節に 3.6% とい

うことで、99.4%以上がいわゆる SRM に分布・蓄積する。こういう特徴が知られております。

したがって、この SRM の除去を徹底することが、人に対する vCJD の感染リスクを低減するために極めて重要な対策となっているわけでございます。

それで、2001 年 10 月より、と畜場での SRM 除去を法律で義務づけ、その外、と畜検査員による監督の外、定期的な実態調査を行う。こういったことによって、流通経路から SRM を排除するという取組が続けられているということでございます。

（２．我が国で実施されている BSE 対策について（３）その他の対策）

その外、ここにお示ししておりますけれども、BSE 発生国から生体牛及び食肉等の輸入を禁止する。

あるいは、すべての国から肉骨粉の輸入を禁止する。

飼料工場において、製造工程の分離などの交差汚染防止対策を実施する。

と畜場でのと畜検査員による検査、BSE 検査を実施する。

農場での死亡牛の BSE 検査を行い、BSE の発生状況を調査するなどの対策が講じられているわけでございます。

2002 年 6 月でございますけれども、BSE につきましては、牛海綿状脳症特別措置法も制定されまして、おおむね、この BSE の発生拡大の防止に関する対策が整ってきたところでございます。

（３．食品安全委員会で実施した評価ポイント（2005 年 5 月））

このような対策が講じられている中、食品安全委員会でも、先ほど冒頭で御説明いたしましたけれども、BSE 対策に関する評価を行っております。

1 つは、こちらのスライドにはお示ししておりませんが、平成 16 年 9 月に、日本における BSE 対策につきまして、「中間取りまとめ」というものを出しております。これは、食品安全委員会の「自ら評価」によって行われたものでございまして、BSE の現状について整理したものでございます。

その後、平成 16 年 10 月、厚生労働省、農林水産省から、食品安全委員会に対して諮問がございました。その諮問の中心となるのが、BSE 陽性牛の検査対象、全月齢の牛で、これまで検査をしていたものを、21 か月以上の牛を対象として検査を行うものに変更するという内容の諮問であったわけでございます。

食品安全委員会では、これまでの飼料規制、SRM の除去などの BSE 対策の状況であるとか、あるいはその時点でのさまざまな知見を基に評価をいたしまして、1 つには、牛の BS

E プリオンの蓄積度については、全頭検査をした場合と、21 か月以上のみ検査した場合を比較いたしまして、両方とも無視できる、あるいは非常に低いという結果。それから、食肉の汚染度につきましても、両者を比較いたしまして、両者とも無視できる、あるいは非常に低いという評価がなされまして、最終的には全頭検査を継続した場合も、21 か月齢以上の牛のみの検査に変更した場合も、リスクはどちらも無視できる。あるいは非常に低いと推定されるという結論が出されたわけでございます。

この結果を基に、ちょうど3年前になるわけでございますけれども、平成17年7月にBSE 特措法の改正が行われまして、8月1日以降、牛の検査につきましては21 か月齢以上の牛を対象とするという改正が行われたということでございます。

（4．我が国におけるBSEの発生状況 ①我が国で確認されたBSE検査陽性牛の出生時期）

その措置法の改正が行われまして、ちょうど3年が経つわけでございますけれども、それでは今、現状がどうなっているかということにつきまして、以降のスライドにまとめさせていただきます。

これまで、日本におきましては、BSEの検査陽性牛というものは、死亡牛も含めまして35頭見つかっております。このスライドでございますけれども、その35頭につきまして、これは横軸に出生の年月日を取りまして、プロットして作成した図でございます。

ちなみに、と畜場でのBSE検査頭数というものは、これまで約827万頭、農場での死亡牛のBSE検査頭数というのは44万頭ということでございまして、両者合わせますと大体900万頭近くの牛について検査が行われまして、その中で35頭が見つかるということでございます。

この横軸のところに、先ほど御説明いたしました、と畜場でのBSE検査を開始した、あるいは反芻動物飼料の製造・販売・使用を法的に禁止した、2001年10月という線を引いておりますけれども、1頭例外があるものの、その外の牛につきましては、すべてこの2001年10月以前に生まれた牛でございまして、基本的にはこの2002年2月以降生まれた牛については、BSEは見つかっていないということでございます。

（4．我が国におけるBSEの発生状況 ②日本のBSE検査陽性牛の出生年月日と確認年月日）

同じデータにつきまして、別の整理の仕方をしたのが「②」でございます。これは、横軸に確認年月日と出生年月日、縦軸に確認時の月齢を取りまして、先ほどの35頭をプロットしたものでございます。

この読み方でございますけれども、若干御説明いたしますと、ここの点、これは我が国で見つかった第4例目の牛の例でございます。この4例目の牛が確認されたのが2002年5

月 13 日でございます。そのときの月齢が 73 か月、そういう読み方をしていただくということでございます。

そういうことで整理いたしますと、先ほど「①」のスライドでも説明したように、最後に見つかったのが 2002 年 1 月 13 日に生まれた牛でございましたが、したがって、2002 年 2 月以降に生まれた牛につきましては、BSE 検査陽性牛というものは見つかっていないこととなるわけでございます。

(5 . 海外における B S E の発生状況)

今、日本の状況をお示しいたしましたが、世界的にも日本と同じような BSE 対策が、講じられているということでございまして、このスライドでお示しましたように、BSE の発生頭数につきましては、近年になりまして急激に減少していることがお分かりいただけると思います。

とりあえず、以上で事務局の方で作成した資料の御説明を終わります。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

◆野村委員 質問ではないんですけれども、BSE を抑え込むためのいろんな対応をこれまでできておまして、今回のように具体的な事実を節目でまとめるというのは、更にこれを国民に示すということは、大変いいことだと、重要なことであると考えます。今後も必要に応じて、こういう対応を積極的にしていただきたいと思います。

もう 1 つ、双方向性を確保するために、一般の消費者、国民が、どういうところに疑問を持っているのか、わからないのか、あるいはどういうところに関心を持っているのか、これを探りながら、更に内容を充実していただきたいということを要望したいと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。非常に重要な御意見だと思います。

外に何かございますか。本間委員、どうぞ。

◆本間委員 特定危険部位の御説明がございましたね。日本が指定している部位は、世界

が指定している部位をほとんどカバーしているのでしょうか。あるいは外国だと、これ以外にあるとか、私、不勉強で、そのところを補いたいと思います。

◆北條評価課長 簡単に申し上げますと、多分日本が一番幅広く、厳しく、その部分の範囲を決めていると理解しております。

◆本間委員 わかりました。

◆見上委員長 どうぞ。

◆小泉委員 野村委員と同じような意見なんですが、BSEに関しましては、どうしてもいまだに検査が安全を確保しているんだという誤解が非常に強いように思います。したがって、そのことから生じる大きな不安が残っているように思いますので、是非ともせっかく作成されたものは関係機関に配付していただきたい。特に地方自治体の関係部署にはお送りくださればと思います。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

外に何かございますか。どうぞ。

◆長尾委員 2000年はまだ途中ですね。発生数がもうほとんど1桁になって、今年2桁のところもあると思いますが、来年以降になると1桁か、あるいは片手ぐらいになる感じがすね。もうここまで来たかと。なかなかリスクコミュニケーションの方とは一致しないような感じはします。これからもこういうデータをあちこちで伝えるのはよいと思います。

◆見上委員長 外に何かございますか。先ほどの本間委員の御質問で、私の知っている範囲内で補足しますと、要するに舌を食べるのは日本人がメインで、日本の場合も扁桃腺を避けて舌を短く切っているんですけれども、外国では頭全体をSRMとしている。ただ、それも国によりまして、月齢によって脳みそを食べる食文化を持っているお国もありますので、必ずしも世界全部統一というわけではないですけれども、ほとんどの特定危険部位は統一されています。

それから、腸管を食べるのは日本人と韓国人だと思うんですけれども、アメリカなどは

腸管は全部廃棄しますけれども、日本はある部分だけ、特にリンパ節が多いような場所を廃棄するということです。回腸遠位部ですね。それが補足です。よろしいですか。

◆本間委員 どうもありがとうございました。

◆見上委員長 今回、作成した資料につきましては、今、委員の方々からの意見もいろいろありましたけれども、広く一般に周知しようと考えております。そこで、本日、私の方で委員長談話の案を作成しましたので、事務局より各委員の方に配付していただき、それも含めまして、先ほど各委員がお話しになった、いろんなところに配付するということをやりたいと思います。

それでよろしいですか。まず委員長談話を見てください。

(資料配付)

◆見上委員長 それでは、事務局の方から読み上げをお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、私から読み上げさせていただきます。

我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する

食品安全委員会委員長談話

1. 我が国では平成 13（2001）年 9 月に BSE 感染牛が確認されて以降、公衆衛生及び家畜衛生の観点から各種対策が強化されてきました。
2. その後 3 年が経過した平成 16（2004）年 10 月に厚生労働大臣及び農林水産大臣からの要請を受け、平成 17（2005）年 5 月に食品安全委員会は科学的で中立公正な食品健康影響評価を実施し、と畜場における BSE 検査対象月齢を全月齢から 21 ヶ月齢以上に変更した場合、人に対するリスクは、あったとしても非常に低いレベルの増加にとどまると判断いたしました。
3. 上記の評価結果を受け、牛海綿状脳症対策特別措置法で規定されている、と畜場での BSE 検査対象月齢を 21 ヶ月齢以上に変更してから 3 年になりますが、法的に飼料規制が開始された直後に生まれた 1 頭の牛（平成 14（2002）年 1 月生まれ）を除き、平成 13（2001）年 10 月の飼料規制以降に生まれた牛には、現在までのところ 20 ヶ月齢以下も

含めて BSE 検査陽性牛は確認されていません。

4. 今回、BSE の発生状況なども含めて、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」をとりまとめましたので、改めて BSE 対策について考える参考にしていただければと思います。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、先ほども申し上げましたけれども、説明したスライドとこの委員長談話を公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 先ほど SRM の場所で、回腸遠位部の話で、アメリカと言いましたけれども、全廃棄しているのは主としてヨーロッパで、アメリカはある限られたところは当然廃棄しています。それがインチで表され、直接何 m とはわからないんですけれども、ヨーロッパとは同じではないです。日本は特定危険部位を廃棄した残りは食べますけれども、アメリカも一部の人たちは食べています。

よろしいですか。

それでは、この談話を公表したいと思いますので、事務局より各方面への周知をお願いいたします。

外に議事はございませんか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 249 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、8 月 7 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日、8 月 1 日（金曜日）14 時から、農薬専門調査会総合評価第二部会が非公開で開催。

来週 6 日（水曜日）10 時から、新開発食品専門調査会が非公開で開催。

14 時から、農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。